

令和 2(2020)年 3 月 6 日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
課長 源河 真規子 様

全国就労移行支援事業所連絡協議会
会長 酒井大介
特定非営利活動法人 全国就業支援ネットワーク
会長 酒井京子

新型コロナウイルスの影響に対する緊急要望書

今般、新型コロナウイルスが猛威を振るって、現在国民に大きな不安を与えています。

このような状況下、障害福祉課におかれましては、早期より障害福祉サービスの運用について柔軟な対応が取れること等の事務連絡を發出して頂き、誠にありがとうございました。

しかしながら、現時点での事務連絡は、一部解釈が難しい部分があり、自治体によって対応に大きな差が見られています。取り急ぎ、以下の事項につきまして、就労支援現場で問題が起きていますので、こうした問題に柔軟に対応できる旨を明示した事務連絡を發出して頂きたく、ご要望申し上げます。

1. 就労移行支援事業における標準利用期間終了後の利用延長について

新年度の採用に向け、3 月中に企業実習や面接会等が多く予定されていましたが、現在、これらの中止が相次いでいます。こうした方々の中には、標準利用期間が今月末で終了する方が多数おり、このままですと、一般就労を実現する機会を目前にしながらかサービスを終了せざるを得なくなりかねません。以前から、利用期間延長の仕組みについては自治体によって対応にバラツキがあるところですが、有事の状況であることを踏まえ、最長 1 年の利用延長の支給決定を柔軟に行うことができると示して頂きたいと思えます。

2. 就労定着支援事業における対面支援要件の一時的な対応緩和について

就労定着支援事業では月 1 回以上の対面支援を行うこととされており、利用者を雇用する事業主に対する月 1 回以上の訪問支援が努力義務とされています。

今般の状況を鑑み、現在、一部の企業では社員以外の第三者の出入りを禁止しています。また、企業側からの指示で、就労定着支援事業所が行っている OB 会等の集団で集まる場への参加を禁止されている利用者もいます。不特定多数の人からの感染リスクから、職場や就労定着支援事業所以外の場所での面談も難しい事案も散見されており、対面支援の提供が難しくなっています。このような対面支援が実現できない利用者に対して、一時的に例外的な取り扱いとして電話やテレビ電話等の支援も可能であることを明示して頂きたいと考えております。

以上